〇白山市環境基本条例
平成17年2月1日
条例第145号

目次
前文
第1章　総則(第1条―第7条)
第2章　基本方針(第8条)
第3章　環境基本計画(第9条)
第4章　環境審議会(第10条―第16条)
第5章　施策の推進等(第17条―第19条)
第6章　基本施策
第1節　環境基本計画との整合性の確保等(第20条―第28条)
第2節　環境教育及び環境学習の推進等(第29条・第30条)
第3節　自然環境の保全(第31条)
第4節　公害の防止等(第32条―第38条)
第5節　良好な景観の形成等(第39条―第44条)
第6節　地球環境保全(第45条)
第7節　苦情の誠意解決等(第46条・第47条)
第7章　委任(第48条)
附則

白山市は、白山国立公園や白山から流れる雄大な手取川、白砂青松の日本海など、山、川、海の豊かな自然に恵まれ、その恩恵を大きく享受してきた。もとより、すべての市民には、良好な環境のもとに健康で安全かつ快適な生活を営む権利があると同時に、現在の恵まれた環境をより良いものとして、次の世代に引き継ぐ責務がある。しかしながら、今日の社会は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活様式や事業活動により環境への負荷が増大し、その影響は地球環境にまで及んでいる。このため、私たちは、環境問題を自らの課題として認識し、これまでの生活様式や事業活動を見直しながら、互いに協調をし、それぞれの責務を果たすことにより、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を目指すため、白山市環境基本条例を制定する。

第1章　総則

(目的)

第1条　この条例は、良好で快適な環境の保全及び創造(以下「環境の保全及び創造」という。)について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　環境への負荷　環境基本法(平成5年法律第91号)第2条第1項に定める環境への負荷をいう。

(2)　循環型社会　循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第2条第1項に定める循環型社会をいう。

(3)　地球環境保全　環境基本法第2条第2項に定める地球環境保全をいう。

(4)　公害　環境基本法第2条第3項に定める公害をいう。

(5)　廃棄物　廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第2条第1項に定める廃棄物をいう。

(6)　一般廃棄物　廃棄物処理法第2条第2項に定める一般廃棄物をいう。

(基本理念)

第3条　環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2　環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者がそれぞれの責任を認識し、公平な役割分担のもと、自主的かつ積極的に、又は相互に連携協力して推進されなければならない。

3　環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会が実現されるように行われなければならない。

4　地球環境保全は、人類共通の課題であり、市民の健康で文化的な生活を将来にわたり確保する上で重要であることから、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条　市は、市民及び事業者の意見を適切に反映し、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施しなければならない。

2　市は、前項の施策の実施に当たっては、市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、参加及び協力を推進しなければならない。

3　市は、自ら廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的な利用並びにエネルギーの有効利用その他の環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

(市民の責務)
第5条　市民は、山林、河川、水路、海岸及び土壌その他の自然環境を汚さないようにしなければならない。
2　市民は、日常生活において、廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源及びエネルギーの節減並びに再生品その他の環境への負荷の低減に資する製品及び役務の利用に努めなければならない。
3　市民は、自らが所有し、又は管理する土地及び建物を清潔に保持しなければならない。
4　市民は、自らが利用する公園、道路及び集会所その他公共の場所の美化に努めなければならない。
5　市民は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。
(滞在者の責務)
第6条　通勤、通学、旅行その他の所用のため本市に滞在する者は、前条に定める市民の責務に準じて環境の保全及び創造に努めなければならない。
(事業者の責務)
第7条　事業者は、事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は地域の環境を適正に保全しなければならない。
2　事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めなければならない。
3　事業者は、事業活動において、廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料及び役務の利用に努めなければならない。
4　事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。
第2章　基本方針
(施策の基本方針)
第8条　市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。
(1)　人の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を将来にわたり良好な状態に保持すること。
(2)　人と自然との共生を図るため、生物の多様性を確保し、自然環境を適正に保全すること。
(3)　地域の特性を生かし、環境の保全に配慮した良好な景観の形成により、心の豊かさが感じられる生活環境を確保すること。
(4)　廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的な利用並びにエネルギーの有効利用による環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図ること。
(5)　地球環境保全のため、市、市民及び事業者が連携協力して、地域における環境への負荷の低減を図ること。
第3章　環境基本計画
(環境基本計画)
第9条　市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。
2　環境基本計画は、前条各号に定める基本方針に係る長期的な目標及び施策の大綱その他必要な事項について定めるものとする。
3　市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、白山市環境審議会の意見を聴かなければならない。
4　市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表する。
5　前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合に準用する。
第4章　環境審議会
(設置及び所掌事務)
第10条　市の環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、白山市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。
2　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
(1)　環境基本計画に関する事項
(2)　一般廃棄物処理計画の基本計画に関する事項
(3)　前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要と認める事項
3　審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項について、市長に意見を述べることができる。
(組織及び委員等)
第11条　審議会は、委員17人以内をもって組織する。
2　委員は、学識経験者、関係行政機関の職員及び市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
3　委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、再任を妨げない。
(会長及び副会長)
第12条　審議会に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長の職務を代理する。
(会議)
第13条　審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長がこれを招集する。
2　会議の議長は、会長とする。

3　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
4　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(関係者の出席)
第14条　審議会は、必要と認めるときは、議事に関係のある者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
(答申)
第15条　審議会は、市長から諮問された事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。この場合において、審議会が必要と認めたときは、少数意見を付することができる。
(専門部会の設置)
第16条　審議会に、必要な事項を専門的に調査研究するため、専門部会を置くことができる。
2　専門部会は、専門委員若干人で組織する。
3　専門委員は、審議会の委員及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
第5章　施策の推進等
(施策の推進体制の整備)
第17条　市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備する。

(国及びその他の地方公共団体との連携協力)
第18条　市は、複数の市町による広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策について、国、県その他の地方公共団体と連携協力して推進するものとする。
(財政上の措置)
第19条　市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な費用について、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
第6章　基本施策
第1節　環境基本計画との整合性の確保等
(環境基本計画との整合性の確保等)
第20条　市は、施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を図り、環境への負荷が低減されるよう十分配慮しなければならない。
(年次報告)
第21条　市長は、本市の環境の状況及び市が講じた環境施策の実施状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表する。
(規制の措置)
第22条　市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずることができる。
(経済的措置)
第23条　市は、市民及び事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が環境の保全及び創造に自ら取り組むことを促進するため、必要があるときは、助成その他の措置を講ずることができる。

2　市は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、市民又は事業者に適正な経済的負担を求める措置を講ずることができる。
(事業者の環境管理の促進)
第24条　市は、事業者による自主的な環境の保全に係る方針、計画、実施、点検及び見直しからなる環境マネジメントシステムその他の環境への負荷の低減を図るための事業活動の体制が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)
第25条　市は、一般廃棄物の処理施設、下水道、公園、緑地及び森林の整備その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するものとする。
(自発的な活動の促進)
第26条　市は、民間団体等が自発的に行う緑化、環境美化、再生資源に係る回収その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
(環境の保全に関する協定の締結)
第27条　市長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者と環境の保全に関する協定を締結するものとする。
2　市長は、市域外において、設置又は設置が計画されている事業所が、本市域内に環境の保全上の支障を来すおそれがあると認めるときは、当該事業者と環境の保全に関する協定を締結するよう努めるものとする。
(調査の実施)
第28条　市は、環境に関する現状を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な調査の実施に努めるものとする。
第2節　環境教育及び環境学習の推進等
(環境教育及び環境学習の推進)
第29条　市は、民間団体等が環境の保全及び創造についての理解を深め、自発的に活動することを促進するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習(以下「環境教育及び学習」という。)を推進するものとする。
2　民間団体等は、環境教育及び環境学習の場へ積極的に参加するとともに、自ら学習に努めるものとする。

（情報の収集及び提供）
第30条　市は、前条の環境教育及び環境学習の推進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を収集し、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、これを適切に民間団体等に提供するよう努めるものとする。
第3節　自然環境の保全
（自然環境の保全）
第31条　市は、国、県その他の地方公共団体及び民間団体等と連携協力し、多様な生物の生息空間となる山林、河川、水路、海岸及び土壌その他の自然環境の保全及び生物の多様性の確保の推進に努めなければならない。
2　市民は、適正に自然環境が保全されるよう自ら努めなければならない。
3　事業者は、その事業活動の実施に当たって、適正に自然環境が保全されるよう必要な措置を講じなければならない。
第4節　公害の防止等
（公害の防止）
第32条　市民及び事業者は、健康の保護及び生活環境を保全するため、公害の発生防止に努めなければならない。
2　市は、公害の発生を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。
3　事業者は、事故により公害を発生させ、又はその発生のおそれが生じたときは、直ちに、関係施設の使用の中止その他の応急の措置を講じ、速やかにその状況を市長に届け出なければならない。
4　前項の規定による届出をした者は、事故の再発を防止するための計画を速やかに市長に提出するとともに、当該計画に係る措置を完了したときは、その旨を届け出なければならない。
（自動車に係る公害の防止）
第33条　自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を所有する者又は使用する者は、環境への負荷がより少ない自動車等への転換に努めるとともに、自動車等の合理的な使用、必要な整備及び適正な運行により、自動車等から発生する排出ガス及び騒音を最小限にとどめるよう努めなければならない。
2　自動車等を運転する者は、自動車等から発生する排出ガスを削減し、かつ、騒音を防止するため、自動車等の駐車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第18号に規定する駐車をいう。）をする場合には、可能な限り当該自動車等の原動機を停止するよう努めなければならない。
3　市民は、可能な限り徒歩又は自転車若しくは路線バス等の公共交通機関の利用に努め、自動車等に係る公害の防止に協力しなければならない。
（近隣の静穏の保持）
第34条　市民は、日常生活に伴って発生する騒音によって、近隣の生活環境を損なうことのないように自ら配慮するとともに、相互に協力して、近隣の静穏の保持に努めなければならない。
（屋外燃焼行為の禁止）
第35条　市民及び事業者は、燃焼に伴ってダイオキシン類、ばい煙若しくは悪臭の発生その他人の健康又は生活環境を損なうおそれのある物質を屋外において焼却してはならない。ただし、廃棄物処理法第16条の2各号で定める廃棄物の焼却については、この限りでない。
（畜舎又は鶏舎の設置者の責務）
第36条　畜舎又は鶏舎を設置する者は、悪臭及び害虫の発生並びに水質の汚濁を防止するため、常にその施設を点検整備し、汚物及び汚水を適正に処理しなければならない。
（土砂の流出、飛散の防止）
第37条　事業者は、土石の掘削、盛土、切土、整地等の行為により、公共用水域（水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）に著しく土砂を流出させ、水質を汚濁させ、又は水底に土砂を堆積させてはならない。
2　事業者は、一時的に土砂を堆積しようとするときは、周辺の生活環境に飛散しないよう飛散防止のための措置を講じなければならない。
3　土木建築等の工事を行う事業者は、当該工事に伴って発生した土砂、砂利その他の資材等を公共の場所に飛散させ、又は流出させてはならない。
（地下水の保全）
第38条　市、市民及び事業者は、地下水の涵養、保全及び水資源の使用節減に努めなければならない。
2　地下水を採取する者は、地下水の合理的利用を図ることにより、揚水量の減量に努めなければならない。
3　井戸及び飲料水供給施設を管理する者は、常に施設の点検、補修及び水質検査その他の衛生的な維持管理を実施し、利用者の健康の保護及び防疫に努めなければならない。
第5節　良好な景観の形成等
（良好な景観の形成）
第39条　市は、自然と調和した地域の特性を生かし、環境の保全に配慮した良好な景観を形成するために、魅力ある街並みの創造、美しい緑地の保全、憩いとやすらぎのある水辺空間の整備及び歴史的文化的遺産の保全その他の必要な措置を講ずるものとする。
2　広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件の設置者は、周辺の生活環境に配慮した良好な景観の保持に最善の注意を払わなければならない。
3　自転車を利用する者は、周辺の生活環境に配慮した良好な景観の確保及び交通の支障防止のため、自転車駐車場その他自転車の駐車を目的としてつくられた場所以外の場所に自転車を放置してはならない。
（緑化の推進）

第40条　市は、緑豊かな生活環境を確保するため、緑化の推進に必要な措置を講ずるものとする。
2　市民及び事業者は、自ら所有し、又は管理する土地の敷地内において、適正な管理のもとに積極的な緑化に努めなければならない。
(空き地等の管理)
第41条　住宅周辺の空き地又は現に使用されていない建築物の敷地の所有者又は管理者(以下「空き地の所有者等」という。)は、当該空き地若しくは敷地(以下「空き地等」という。)に雑草が繁茂し、又は廃棄物の投棄、病害虫の発生その他周辺の生活環境が損なわれる状態にならないよう適正に管理しなければならない。
2　前項の規定は、空き地の所有者等が空き地等を資材置場若しくは駐車場その他の用途として利用し、又は利用させている場合について準用する。
(空き缶等の散乱防止)
第42条　市民は、飲食物を収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムの噛みかす及び包装紙その他のごみ(以下「空き缶等」という。)の散乱を防止するため、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納することにより、自らの責任において適正に処理しなければならない。
2　缶、瓶、ペットボトルその他の容器で飲食物を販売する者は、これらの空き容器が散乱しないよう必要な措置を講ずるものとする。
3　公共の場所において、催しを行おうとする者は廃棄物の発生の抑制及び分別回収に努めるとともに、当該催しにより発生した廃棄物を適正に処理しなければならない。
4　市は、空き缶等の散乱を防止するために必要な措置を講ずるものとする。
(愛がん動物の飼育者の責務)
第43条　飼犬、飼猫その他の愛がん動物(以下「飼犬等」という。)の飼育者は、人に迷惑を及ぼすことのないよう飼犬等を管理するとともに、責任を持ってそのふん尿を処理しなければならない。
(美化推進重点地域の指定及び施策の重点実施)
第44条　市長は、空き缶等廃棄物の散乱を特に防止する必要があると認められる地域を美化推進重点地域として指定することができる。
2　市長は、美化推進重点地域を指定し、又は変更したときは、これを告示しなければならない。
3　市長は、美化推進重点地域において、空き缶等廃棄物の散乱の防止についての施策を重点的に実施するものとする。
第6節　地球環境保全
(地球環境保全の推進)
第45条　市は、地球温暖化の防止及びオゾン層の保護並びに森林等の保全、緑化の推進その他の地球環境保全のための施策を推進するものとする。
2　市は、国、県その他の地方公共団体、民間団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。
3　市民及び事業者は、フロンガスの排出抑制、資源の循環的な利用による森林等の保全及び廃棄物の削減、エネルギーの効率的な利用及び環境への負荷の少ない新エネルギー等の導入による二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制その他の地球環境の保全に寄与するために必要な取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。
第7節　苦情の誠意解決等
(苦情の誠意解決)
第46条　市は、生活環境が損なわれている旨の苦情があったときは、市民及び事業者の相談内容に応じて関係行政機関と協力の上、その適切な処理に努めるものとする。
2　市民及び事業者は、自らの活動において生活環境が損なわれている旨の苦情の申出があったときは、誠意をもって解決するよう努めなければならない。
(立入調査及び指導、勧告、命令等)
第47条　市長は、第32条(公害の防止)第3項若しくは第4項、第35条(屋外燃焼行為の禁止)、第36条(畜舎又は鶏舎の設置者の責務)、第37条(土砂の流出、飛散の防止)、第41条(空き地等の管理)、第42条(空き缶等の散乱防止)第2項若しくは第3項又は第43条(愛がん動物の飼育者の責務)の規定に違反し、周辺の生活環境が損なわれた場合若しくはそのおそれがあると認めるときは、当該職員に立入調査させ、関係者に質問させることができる。
2　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3　関係者は、第1項に定める立入調査を正当な理由なくして拒むことはできない。
4　市長は、第1項に規定する場合、市民又は事業者に対し、施設の改善又は行為の中止その他の必要な措置について、指導及び勧告をすることができる。
5　市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
6　市長は、この条例の施行に必要な限度において、市民、事業者その他関係者に対し、環境の保全に関して必要な報告を求めることができる。
第7章　委任
(委任)
第48条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則
(施行期日)
1　この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2　この条例の施行の日の前日までに、合併前の松任市環境基本条例(平成13年松任市条例第5号)、美川町公害防止条例(昭和46年美川町条例第18号)、美川町公害対策審議会規則(昭和46年美川町規則第10号)、美川町美しい環境づくり条例(平成10年美川町条例第16号)、鶴来町生活環境保全基本条例(昭和46年鶴来町条例第21号)、鶴来町生活環境審議会規則(昭和46年鶴来町規則第16号)、鶴来町環境美化推進条例(平成10年鶴来町条例第19号)、河内村環境保全条例(平成4年河内村条例第1号)、吉野谷村の美しい環境づくり条例(平成13年吉野谷村条例第1号)、鳥越村騒音防止に関する条例(昭和46年鳥越村条例第118号)、鳥越村の美しい環境づくり条例(平成13年鳥越村条例第1号)、尾口村の美しい環境づくり条例(平成13年尾口村条例第3号)又は白峰村の美しい環境づくり条例(平成10年白峰村条例第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。